



土監発第43号  
令和5年6月27日

土浦市長 安藤 真理子 殿

土浦市議会議長 島岡 宏明 殿

土浦地区交通安全協会

会長 阿部 守男 殿

土浦市スポーツ協会

会長 安藤 真理子 殿

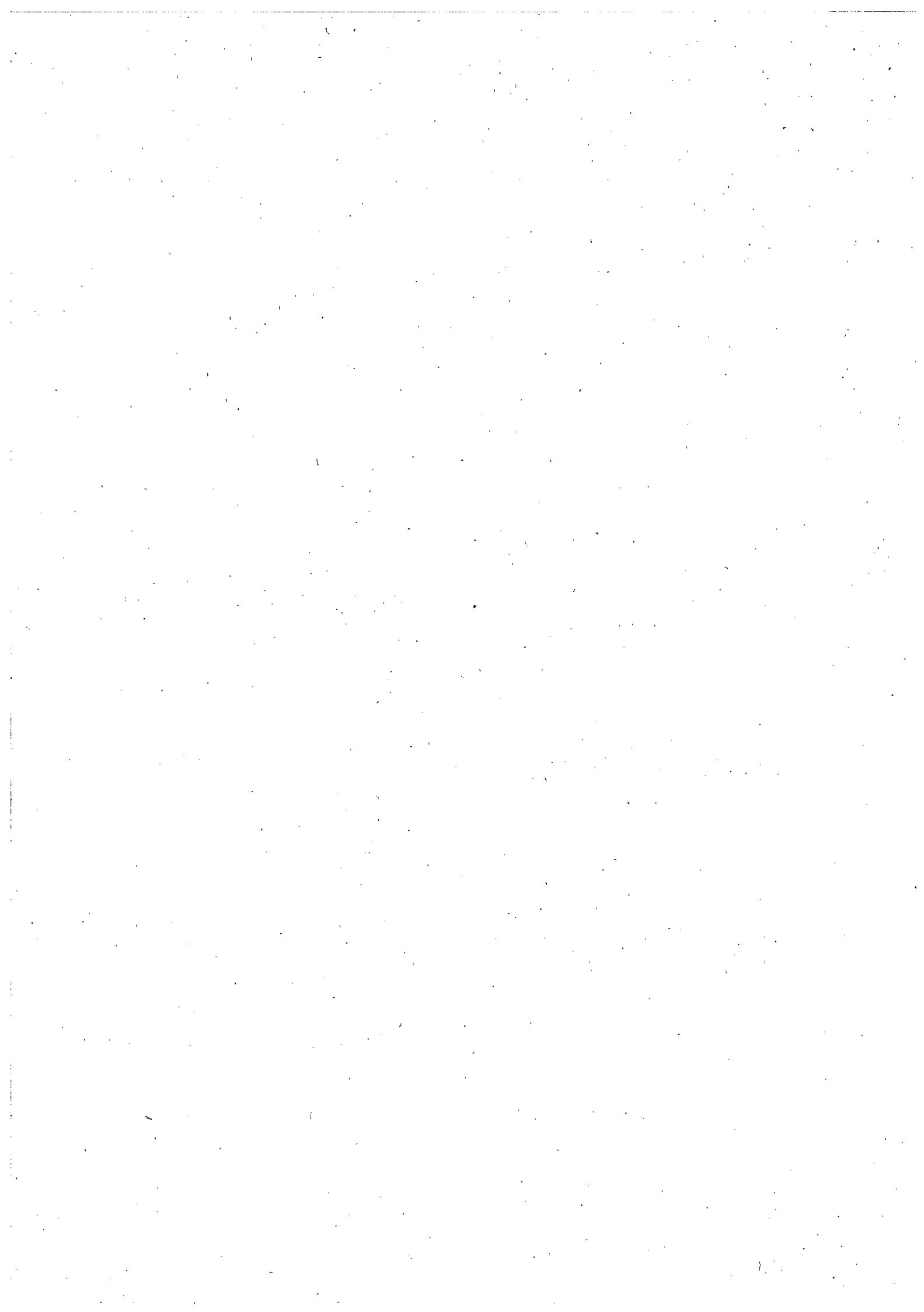
土浦市監査委員

藤田 雪絵



### 令和5年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による令和5年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。



## 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象

令和4年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

団体名	所管部課名	補助金	金額
土浦地区交通安全協会	市民生活部 生活安全課	交付額	3,300,000円
		返還額	0円
		補助金額	3,300,000円
土浦市スポーツ協会	教育委員会 スポーツ振 興課	交付額	9,700,000円
		返還額	1,400,000円
		補助金額	8,300,000円

### 第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

#### 1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る收支の会計経理は適正か。
- (8) 精算報告は適正に行われているか。
- (9) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (10) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (13) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

#### 2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。

- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
- (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

#### 第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

### 1 土浦地区交通安全協会

	日程	場所
事前監査	令和5年5月10日（水）～17日（水）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和5年5月29日（月）	土浦市役所監査委員室

### 2 土浦市スポーツ協会

	日程	場所
事前監査	令和5年5月10日（水）～17日（水）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和5年5月29日（月）	土浦市役所監査委員室

## 第6 監査の結果

監査の対象となつた当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿つて行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であつて、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

### 指摘事項

#### 1 土浦地区交通安全協会

(1)土浦支部に間接補助した補助金の実績が確認できていないものがあることについて	<p>土浦地区交通安全協会（以下「安全協会」という。）から土浦支部（以下「支部」という。）へ活動費として交付した補助金については、市の監査の対象とはならないが、間接的に補助金を交付しているので、安全協会が市に提出する実績報告書には、当該活動費に係る事業の内容及び執行状況を記載し、報告する必要がある。</p> <p>しかし、支部の活動費として交付した補助金には、安全協会でも実績報告を受けていないものがあり、その執行内容が補助対象経費と認められるか判断できなかった。</p> <p>特に支部が分会に交付した分については、レシートや領収書等で内容の詳細な精査をしていなかった。</p> <p>支部に交付した補助金の執行内容を確認しないと安全協会に交付した補助金の額が適切かどうか判断できないことから、安全協会が支部に交付した補助金に係る事業の内容及び執行状況の報告を求め、その内容を精査し、仮に補助対象経費と認められない支出や不用額があった場合は、その返還を求めるべきである。</p>
(2)補助対象事業が明確でない	補助金は、公益上の必要性から交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できる

	<p>ことについて</p> <p>かを明確にしておくべきである。</p> <p>土浦地区交通安全協会活動促進事業補助金交付要項（以下「安全協会要項」という。）には、補助対象として、安全協会が行う事業がいくつか羅列してあるが、今回実施した事業がどの事業に該当するか明確ではなかった。</p> <p>公益目的の事業を行っている安全協会だからといって、その事業全てが補助金の交付対象というわけではなく、安全協会が行う事業のうち、どのようなものに公益上の必要性があり、その実施によってどのような効果を期待しているか明確にした上で補助対象となる事業を特定し、補助金を交付すべきである。</p>
(3) 補助金の交付決定前に実施した事業の取扱いが明確でないことについて	<p>補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したもののが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。</p> <p>補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、のような事業も補助対象とするならば、その旨を安全協会要項で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。</p>
(4) 補助対象経費、補助率等が明確でないことについて	<p>補助金は、公益上の必要性に応じ交付するものであるが、その財源は無限ではなく、効率的及び効果的に補助事業を支援するためには、補助対象経費、補助率等を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算し、補助するようにしなければならない。</p> <p>しかし、安全協会要項では、補助対象経費、補助率等が明確ではなく、補助金が適正に執行されたか確認しがたいものであったため、安全協会要項に補助対象経費、補助率等を定めておく必要がある。</p>
(5) 補助金の交付決定時の額の算定根拠が不明瞭なことについて	<p>本件補助金の交付決定の起案では、補助対象となる事業及び経費が明確でなく、補助金交付申請書に費目ごとの予算がわかる資料も添付されていなかったため、どの事業及び経費を補助対象として交付を決定したか判別できるものではなかった。</p> <p>通常、補助金の交付対象となる事業には、補助金以外の収入があり、それを補うために補助金が交付されているものと考えられ、事業費全体を知ることも必要であるが、補助の対象となる事業及び経費が判別できるような資料がないと、どの経費が補助対象であるかわからぬいため、必要な書類の提出を求め、補助対象経費及び補助額を精査した上で補助金の交付を決定すべきである。</p>
(6) 補助金の額の確定時の算定根拠が不明瞭	<p>本件補助金の額の確定の起案では、補助対象となる事業及び補助対象経費が明確でなく、実績報告書には、費目ごとの執行内容を示す書類も添付されていないため、どの事業及び経費を対象と</p>

なことについて	して補助金を交付したか判別できず、その使途が適正か判断できるものではなかった。
(7)間接補助に係るルールがないことについて	<p>補助金は、財政的援助であり、まず、補助事業者の補助事業に係る収入等を経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、全体事業費に係る収支決算書の内容の確認も必要であるが、補助対象となる経費が分かる資料の提出を求め、その執行内容を証憑等で確認した上で補助金の交付額を決定すべきである。</p> <p>市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、その下部組織等に交付された補助金に関しては、市の監査権限はない。</p> <p>しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。</p> <p>間接補助として安全協会の下部組織に補助することを認めるのであれば、安全協会要項に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを安全協会が作ることを条件に市の補助金の交付対象とするべきである。</p>

## 2 土浦市スポーツ協会

(1)補助金の未精算分があることについて	<p>本件補助金では、970万円を概算払いし、140万円の返還を受けているが、補助対象経費と認められる支出が826万1,885円しかなかったにもかかわらず、補助金交付決定額が830万円とされており、その差額である3万8,115円が返還されていなかった。</p> <p>仮に翌年度当初に事業の実施予定があり、その経費に充当するために残したいとしても、地方自治法第208条第1項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされていることから、会計年度をまたいで支出することはできない。</p> <p>したがって、当該経費については、翌年度の補助金で支出すべきものであるため、概算払いした額から令和4年度に実施した事業に係る補助対象経費の総額を差し引いた額の返還を受けるべきである。</p>
(2)間接補助先の繰越額が増加していることについて	<p>土浦市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）が各地区スポーツ協会に補助金を交付している事業については、一部確認できない団体があるものの、各地区スポーツ協会が自主財源として会費、分担金、繰越金等を集め、実施しているようである。</p> <p>市の補助金は、財政的援助であるから、間接的に補助している各地区スポーツ協会についても、その自主財源を優先して事業の実施に必要な経費に充て、足りない分について市の補助金を充てるべきであるが、繰越金が増加している地区がいくつかあり、市</p>

	に返還すべき額がそのまま繰り越されている可能性があるため、各地区スポーツ協会が市スポーツ協会に提出した実績報告書の内容を改めて精査し、不用額があれば、返還を求めるべきである。
(3)補助金の交付決定前に実施した事業の取扱いが明確でないことについて	<p>補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したもののが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。</p> <p>補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項（以下「スポーツ振興要項」という。）で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。</p>
(4)補助対象経費、補助率等が明確でないことについて	<p>本件補助金では、補助対象事業が土浦市スポーツ協会事業で、補助対象経費が事業費とされているが、市スポーツ協会が行う事業及び団体の運営に係る経費のいずれが補助の対象となるのか明確でなく、補助対象となるものとならないものの別や補助対象経費の補助率も明確でない。</p> <p>補助対象経費は、本件補助金のように土浦市スポーツ協会事業に係る事業費と大まかに定めるのではなく、例えば、〇〇スポーツ大会開催事業に係る報償費、役務費、備品購入費等の経費名で定めておかないと、補助対象経費の範囲が明確にならず、一般的には補助対象経費とならないとされる慶弔費、交際費等の支出がある場合に補助金を充当できるのか、市も市スポーツ協会も迷いが生じることが想定される。</p> <p>また、補助金は、財政的援助であるため、まず、補助事業者である市スポーツ協会が補助事業に係る収入等をその経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、補助率や上限額を定めておかないと、補助事業者の自主財源と補助金の割合が明確にならず、必要十分な補助金の支出であることを納税者である市民に説明し難いため、スポーツ振興要項に補助対象経費（経費名のわかるもの）、補助率等を定めておく必要がある。</p>
(5)補助金の交付決定時の額の算定根拠が明確でないことについて	<p>補助金の交付決定額は、補助対象となる事業の計画及びその予算から補助対象となる経費を抽出し、積算した額に補助率を乗じ、又は上限額に応じて決定するものと考えられるが、補助金の交付決定の際の起案にはその記載がなく、何を対象経費として補助額を決定したかわからないものであった。</p> <p>市スポーツ協会には、市の補助金以外に県の補助金、繰越金、受託料等の収入があるが、そのうち受託料は、市が委託した市民体育祭の開催に関するもので補助対象の事業ではなく、別に収支を管理すべきものである。</p> <p>また、各地区スポーツ協会及び専門部に補助金として交付する分については、それぞれが実施する事業の実施内容や収支予算に</p>

	関する資料及び予算の執行内容の詳細が分かる資料が提出されず、補助の対象となるか判断できないため、補助金の交付決定に必要な書類の提出を求め、補助対象経費及び補助額を精査した上で補助金の交付を決定すべきである。
(6)間接補助に係るルールがないことについて	<p>市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、その下部組織等に交付された補助金に関しては、市の監査権限はない。</p> <p>しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。</p> <p>間接補助として市スポーツ協会が各地区スポーツ協会及び専門部に補助することを認めるのであれば、スポーツ振興要項に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを市スポーツ協会が作ることを条件に市の補助金の交付対象とするべきである。</p>

## 第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

### 意見

#### 1 土浦地区交通安全協会

(1)概算払いの精算の事務手続きが誤っていることについて	<p>本件補助金では、安全協会要項に定めた実績報告書に概算払精算書を添えて提出することとされており、当該精算書をもって、補助金の精算を行っている。</p> <p>しかし、精算すべき額の決定は、実績報告書を精査して、市が行うものであり、実績報告と同時に概算払いの精算がされているのは不適切であるため、概算払精算書の提出は、補助金額が確定した上で行うよう安全協会要項を改正し、適正な事務処理をされたい。</p>
(2)補助金の見直しについて	<p>地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされ、補助金を交付するには公益上必要であることが要件となっており、その必要性の確認は、交付開始時だけでなく、その後も継続的に行う必要がある。</p> <p>補助金は、市民を取りまく社会情勢、環境等によってその必要性が変化すると考えられ、その支出効果が一層高まるように見直しを行うことも必要であり、長期にわたる補助による既得権益化等の様々な弊害を防ぐ観点からも社会情勢の変化に合わせ、適時に補助金の見直しを行われたい。</p>

(3)補助金の額の確定の起案の記載内容に不備があることについて	<p>安全協会要項では、交通安全活動の積極的な促進に関する事業の経費のうち市長が必要かつ適当と認めるものを補助対象経費とし、今回の監査資料では、補助対象経費を特定し、その支出の状況が説明されている。</p> <p>しかし、補助金額確定の起案では、補助対象経費を特定し、積算しておらず、どの経費が補助対象経費なのか明確でなかった。補助金は、補助対象経費に充当されたものしか交付できないのであるから、きちんと補助対象経費を特定し、当該経費の支出があったことを確認すべきであり、起案には、その記録を残すべきである。</p>
(4)備品の管理手続の不備及びその指導監督について	<p>補助金を充当して購入した備品（DVDソフト）については、財産として管理すべきものであり、耐用年数等を定め、台帳を備えさせる等の指導監督をすべきであったが、それを行っていないかった。</p> <p>備品が補助金の交付対象となっているのであれば、耐用年数が1年を超えるものについては、耐用年数の期間中、補助の目的のとおりに使用されることを前提として補助金が交付されているものであるため、備品として管理すべきものの範囲、台帳の整備、耐用年数等の備品の管理に必要な事項を定め、補助事業者に周知するとともに当該備品を適切に使用させるための指導監督を行うべきである。</p>
(5)領収書等の日付漏れについて	<p>支払伝票に添付してある請求書、領収書に日付のないものが多くあった。</p> <p>領収書に日付がないということは、本件補助金に係る事業について支出したものか確認できず、補助対象でない請求書が混じっていたとしても分からぬことも有り得るため、補助対象となつた事業について支出したことが分かるよう適切に領収書等を管理するよう安全協会を指導すべきである。</p>
(6)補助金交付要項に定めた様式と違う様式を用いたことについて	<p>補助金交付決定通知、補助金額確定通知書及び実績報告書の記載内容が様式と違うものがあった。</p> <p>安全協会要項に定めた各種様式を変更して使用するのであれば、安全協会要項の内容を変更した上で使用すべきである。</p>
(7)概算払いの理由が不適切であることについて	<p>概算払請求書に記載された概算払いを必要とする理由が「事業推進のため」とされていた。</p> <p>補助金の支払いは、額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点で補助金が必要な理由を市長が適当と認めたときに概算払いできるものなので、「事業推進のため」では、概算払いが必要な理由にはならないため、適正に処理されたい。</p>
(8)概算払いの必要性の判断がされていない	<p>補助金は、額の確定した後に支払うのが原則であり、概算払いは支出の特例であるため、市長が概算払いをする必要があると認めたときにその支出ができるものである。</p>

ことについて

しかし、概算払請求書の受理に関する起案で概算払いが必要かどうかの判断無く、概算払いを決定していたため、適正に処理されたい。

## 2 土浦市スポーツ協会

(1)概算払いの精算の事務手続きを誤っていることについて	<p>本件補助金ではスポーツ振興要項に定めた実績報告書に概算払精算書を添えて提出することとされており、当該精算書をもつて、補助金の精算を行っている。</p> <p>しかし、精算すべき額の決定は、実績報告書を精査して、市が行うものであり、実績報告と同時に概算払いの精算がされているのは不適切であるため、概算払精算書の提出は、補助金額が確定した上で行うようスポーツ振興要項を改正し、適正な事務処理をされたい。</p>
(2)補助金の交付条件に不備があることについて	<p>地方公共団体が行う補助金の交付は、一般的には負担付贈与契約であるとされ、交付の条件を満たすことで補助金が交付されるものである。</p> <p>補助金は、契約書を交わすものではなく、補助金の交付決定通知に交付の条件を記載することにより実行されるものであり、その条件は、土浦市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びスポーツ振興要項に定められ、さらには、規則には、教育長が指示するケースも想定されており、当然その指示に従うことも条件とされるべきである。</p> <p>しかし、本件補助金の補助金交付決定書には、規則及びこれに基づく教育長の指示に従うことが記載されていなかった。</p> <p>交付の条件は、事業の実施や経理についての具体的な制限を加えるもので、補助事業の適正な執行を確保する上で重要な事項であるため、遺漏無く市スポーツ協会に周知すべきであり、スポーツ振興要項に定めた様式の記載も見直すべきである。</p>
(3)補助金の見直しについて	<p>地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされ、補助金を交付するには公益上必要であることが要件となっており、その必要性の確認は、交付開始時だけでなく、その後も継続的に行う必要がある。</p> <p>補助金は、市民を取りまく社会情勢、環境等によってその必要性が変化すると考えられ、その支出効果が一層高まるように見直しを行うことも必要であり、長期にわたる補助による既得権益化等の様々な弊害を防ぐ観点からも社会情勢の変化に合わせ、適時に補助金の見直しを行われたい。</p>
(4)補助金の額の確定時の起案の記載内容に不備があること	<p>スポーツ振興要項では、土浦市スポーツ協会事業を対象事業、その事業費を補助対象経費とし、今回の監査資料では、補助対象経費を特定し、その支出の状況が説明されている。</p> <p>しかし、補助金交付額確定の起案には、補助対象経費を積算し</p>

とについて	た記録及び領収書等証拠書類との突合を行った旨及びその結果の記録がなかったことから、適正に処理されたい。
(5)実績報告書の記載内容に不備があることについて	<p>市スポーツ協会が提出した実績報告書にはスポーツ大会等を実施したとの記録があるのみで、補助金の使途やその効果等について確認できるものではなかった。</p> <p>補助金は、公益上の必要があるから交付できるものであり、市は、実績報告書によって、補助金によりどのような事業を行い、補助の目的が達成できたか、補助対象経費と認められるものに支出したものであるか等を確認する必要があるため、市スポーツ協会には、それらが分かるような報告を求める必要がある。</p>
(6)間接補助した補助金の実績報告書の記載内容等に不備があることについて	<p>市スポーツ協会の実績報告書には各地区スポーツ協会及び専門部が実施した事業の記録等は見受けられず、補助金を交付した効果等について確認できるものではなかった。</p> <p>市スポーツ協会が各地区スポーツ協会及び専門部に交付した補助金については、その交付のルールがないようであるが、市の補助金が財源となっている以上、その執行内容と補助事業を行った効果等については、市スポーツ協会がきちんと整理し、市に実績報告書として報告することを求めるべきである。</p>
(7)備品の管理手続の不備及びその指導監督について	<p>市は、備品として管理する必要があるワイヤレスアンプや卓球台に補助金を充当したことを認めていたが、備品ごとに耐用年数を定め、備品台帳を整備させるなどの指導監督を行っていなかった。</p> <p>備品が補助金の交付対象となっているのであれば、耐用年数が1年を超えるものについては、耐用年数の期間中、補助の目的のとおりに使用されることを前提として補助金が交付されているものであるため、備品として管理すべきものの範囲、台帳の整備、耐用年数等の備品の管理に必要な事項を定め、市スポーツ協会に周知するとともに当該備品を適切に使用させるための指導監督を行うべきである。</p> <p>また、汎用性の高い備品については、市スポーツ協会以外の事業に流用されるおそれがあることから、より適正な管理を求める必要がある。</p>
(8)領収書等に不備があることについて	<p>支払伝票に添付してある請求書、納品書、領収書に日付や但し書きの記載がないものや但し書きの記載が「品代」で用途が不明なものが多数あった。</p> <p>領収書に日付がなかったり、何を購入したか分からぬものだったりするということは、本件補助金に係る事業について支出したものか確認できず、補助対象でない請求書が混じっていたとしても分からぬことも有り得るため、補助対象となつた事業について支出したことが分かるよう適切に領収書等を管理するよう市スポーツ協会を指導すべきである。</p>

(9) 決裁前に補助金を支出したことについて	市スポーツ協会が専門部に交付した補助金の中には、支払伝票で決裁が終わる前に補助金を交付し、その領収書が添付されているものがあったため、適正に処理するよう市スポーツ協会を指導されたい。
(10) 間接補助の補助金が事業実施後に交付申請されていることについて	専門部が実施する補助対象事業については、事業実施前に補助金の交付申請をするよう市スポーツ協会から各団体に要請しているとのことだが、事業終了後の交付申請が複数あり、中には交付申請書で対象とした経費と実績報告書で対象とした経費が異なっているものがあった。 市スポーツ協会から専門部に補助金を交付する場合のルールはないようだが、市が交付した補助金が適正に使用されるよう市スポーツ協会を指導すべきである。
(11) 申請書の記載内容等の不備について	補助金交付申請書に添付書類を記載することを求めているのに、添付書類に関する記載がなかったり、添付すべき書類が何か明確でなかったりしていた。 補助金の交付決定に必要な資料があるのであれば、様式等で明確にし、提出のあった申請書の記載内容もきちんと確認すべきである。
(12) 概算払いの理由が不適切であることについて	概算払請求書に記載された概算払いを必要とする理由が「事業を円滑に進めるため」とされていた。 補助金の支払いは、額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点で補助金が必要な理由を教育長が適当と認めたときに概算払いができるものなので、「事業を円滑に進めるため」では、概算払いが必要な理由にはならないため、適正に処理されたい。
(13) 概算払いの必要性の判断がされていないことについて	補助金は、額の確定した後に支払うのが原則であり、概算払いは支出の特例であるため、教育長が概算払いをする必要があると認めたときにその支出ができるものである。 しかし、概算払請求書を受けて、概算払いするか否かの判断に係る起案をすることなく、概算払いをしていたため、適正に処理されたい。

### 3 補足

今回監査を行った2件の補助金については、何れも補助金交付要項は制定されていたものの、その補助対象となる事業が明確でなかったり、補助対象とする経費が報償費や役務費等具体的な費目名となっていなかったり、補助対象外の経費が明確でなかったり、補助率や補助金の上限額が定められていないものもあったりした。

補助金は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益

上の必要性があるものに限り、交付できるもので、たとえ交付先の団体が公益性のある事業を行っている団体だとしてもその団体の全ての経費に補助金を充てることができるというものではなく、公益性がある事業に対し補助金を交付することでその事業の効果を多くの市民が享受できるようにするためのものである。

また、補助金は、市民から徴収する貴重な市税等が財源であるから、市民が補助金を交付することの公平性、必要性、合理性等が補助金交付要項により容易に確認できなければならず、市が当該団体のどの事業に公益性を認めて補助金を交付したか、どのような経費を補助対象としたか、どの程度の割合又は額を補助したか等を明確にし、市民に説明責任が果たせるようにするべきである。

一方、市の例規集を見分してみると、その他の補助金交付要項でも、今回監査した補助金と同様に市民への説明責任を果たせていないものが多数見受けられたことから、今回監査を行った補助金以外についても見直しを検討されたい。